

理事・監事並びに理事候補者名簿
(任期:2019年1月～2020年12月)

第3号議案関係 1

項番	候補者氏名	役職	区分	備考
1	米原亮三	理事長	再任	
2	山口和加子	副理事長	再任	
3	上原護	副理事長	再任	
4	菊地くに子	専務理事	再任	
5	海口晴彦	理事	再任	
6	穴戸俊信	理事	再任	
7	高松巖	理事	再任	
8	村山慶輔	理事	再任	
9	保里陽子	理事	再任	
10	米原大介	理事	再任	総会で承認後、開催される理事会において、常務理事として、理事長より推挙する。
11	黒石陽子	理事	再任	
12	宇留野孝雄	理事	再任	
13	城塚容子	理事	再任	
14	大岡やよい	理事	再任	
15	尾辻まゆみ	理事	再任	
16	鈴木元	理事	再任	
17	池津敦子	理事	再任	
18	石井隆之	理事	再任	
19	伊藤映子	理事	再任	
20	加羅博子	理事	再任	
21	木村ゆり子	理事	再任	
22	鈴木孝枝	理事	再任	
23	成田清恵	理事	再任	
24	吉村敦子	理事	再任	
25	太田貴子	理事	再任	
26	原祥枝	理事	再任	
27	奥本一代	理事	新任	推薦書は、別紙
28	土屋雄三	理事	新任	総会で承認後、開催される理事会において、常務理事として、理事長より推挙する。

1	大久保美智子	監事	退任	
2	山本素子	監事	再任	
3	泉本和秀	監事	新任	推薦書は、別紙

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾定款（現行の定款より抜粋）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上80人以内

(2) 監事1人以上5人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

3 理事のうち1人以上2人以内を専務理事とすることができる。

3 理事のうち1人以上6人以内を常務理事とすることができる。

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。